



ひなちゃん

鴻巣市



記者会見資料

資料 4

花かおり

緑あふれ

人輝くまち

こうのす

## 議案第18号 鴻巣市こどもの権利条例の制定について

1989 年の国連総会で採択された「児童の権利に関する条約」の理念に基づき、すべてのこどもが健やかに成長できる社会の実現に向け「鴻巣市こどもの権利条例」を制定します。

### 1 条例の概要

#### 【基本理念】

- (1) 全てのこどもは、いかなる理由でも差別されず、権利が保障される。
- (2) こどもの最善の利益が最優先される。
- (3) 全てのこどもの命が守られ、健やかに成長できるよう、医療、教育、生活への支援などを受けることが保障される。
- (4) こどもは、自らの意見を表明する権利を有し、その意見は適切に尊重される。

#### 【こどもの権利保障のための取組(一部抜粋)】

- ・こどもの権利について、こども、保護者、地域住民等の理解を深めることを目的として、11 月 20 日を『こうのす☆こどもの権利の日』とし、目的に合致する事業を実施する。
- ・こどもたちが年齢や発達に応じて、安心して過ごすことのできる居場所の確保に努める。
- ・困窮等の状況にあるこどもへの支援
- ・虐待、体罰、いじめの防止

### 2 条例制定に関連して令和7年度に実施する取組・事業

- (1) こどもの意見を継続的に聴取する新たなチャンネルの整備
- (2) 『こうのす☆こどもの権利の日』制定を記念し、ポスター掲示・啓発品の配布や、こうのす観光大使による記念講演を実施
- (3) 夏休み等の長期休業期間中に出張こども食堂 in 児童センターを実施
- (4) こども家庭センターにヤングケアラーコーディネーターを配置

# こどもまんなか

